

25年4月から社会福祉法人の所轄庁が変わります！

掲載日：2012年3月9日

社会福祉法に関する権限移譲について

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第2次一括法)が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、平成25年4月1日から社会福祉法に基づく社会福祉法人の認可、指導監査等の権限が神奈川県から指定都市及び中核市を除く市(一般市)に委譲されます。

権限移譲の対象となる一般市

第2次一括法により、神奈川県から権限が移譲される一般市は次のとおりです。

自治体名			
厚木市	綾瀬市	伊勢原市	海老名市
小田原市	鎌倉市	座間市	逗子市
茅ヶ崎市	秦野市	平塚市	藤沢市
三浦市	南足柄市	大和市	

なお、次の社会福祉法人については、引き続き神奈川県が所轄庁となります。

- (1) 県内に主たる事務所の所在地があり、県内の市町村の区域を越えて事業を行う法人。(都道府県をまたがって事業を行う場合は国の所管となります。)
- (2) 町村に主たる事務所の所在地があり、その行う事業が県の区域を越えない法人。